令和８年１月５日から開庁時間を変更します

本庁

開庁時間、受付時間（電話受付）

9:00～16:30

※　上記の時間以外は、時間外対応となります。

各地区コミュニティセンター

各種申請の受付時間　**９：００～１６：３０**

※　８：３０～９：００ および １６：３０～１７：００の間に受付する業務

・税金や水道料金、下水道使用料などの収納
・役場に提出する書類の収受（書き方案内）

開庁時間　**８：３０～１７：１５**

※　コミュニティセンターの施設の利用については、変更ありません。

※ 本庁、各地区コミュニティセンター以外の施設は、変更ありません。

※ 詳しくは、こちら⇒

菰野町役場総務課 TEL：059-391-1111

＜役場本庁＞

●開庁時間および受付時間

（変更前）午前8時30分～午後5時15分

TOP

（変更後）午前9時～午後4時30分

※　開庁時間の変更に伴い、電話受付の時間も「午前9時～午後4時30分」に変更します。

＜各地区コミュニティセンター＞

●開庁時間

（変更ありません） 午前8時30分～午後5時15分

※各地区コミュニティセンターの**電話受付時間に変更はありません。**（午前8時30分～午後5時15分）

●受付時間

（変更前）午前8時30分～午後5時15分

（変更後）午前9時～午後4時30分

※　ただし、次の業務については、受付時間が異なります。

業務	時間
・　各地区コミュニティセンターの利用受付および鍵の受渡し	**午前8時30分～午後5時15分（変更ありません）**
・　税金や水道料金、下水道使用料などの徴収 ・　各種申請書類の提出（収受のみ）および申請書類の記入案内 （役場本庁の確認が必要なものを除きます。）	**午前8時30分～午後5時**

※ 役場本庁および各地区コミュニティセンター以外の施設については、変更ありません。

Q1．なぜ、受付時間を短縮するのか？

現状、開庁時間と勤務時間が同一であるため、窓口業務のある部署などは、始業前の準備や閉庁後の後片付けなど、時間外勤務が常態化しています。開庁時間を短縮することで、職員の働き方改革と併せて、確保した時間で、課題解決や業務改善に取り組み、業務の効率化を図ることで、住民サービスの向上を目指してまいります。

Q2．住民サービスが低下するのでは？

TOP

受付時間の短縮による住民サービスに大きな影響が生じないよう、町ホームページにおきまして、施設のオンライン予約や各種手続きの事前確認を目的とした行政手続案内を行っています。今後、町ホームページ上でのAIチャットボットの導入、役場本庁にAIチャットボットを搭載したデジタルサイネージの設置を行う予定です。代表電話につきましては、AIチャットボットを活用した電話対応サービスにより、24時間対応できるように準備を行っています。今後におきましても、手続きの効率化を図り、時間に関わらず、役場に来なくてもできる手続きを増やせるように努めてまいります。

Q3. 午後4時30分から翌午前9時までの間は、時間外対応となるの？

受付時間の午前9時から午後4時30分以外の時間は、時間外対応となります。緊急を要するお問い合わせなどがございましたら、役場本庁の夜間窓口または電話059-391-1112までお問い合わせください。
なお、各地区コミュニティセンターにおきましては、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっており、施設の利用申請などは開庁時間中、各地区コミュニティセンターの窓口で受付いたします。また、午前8時30分から午前9時、午後4時30分から午後5時までの間、税金等の収納や役場本庁の担当者に確認を必要としない申請書類の収受などに限り、各地区コミュニティセンターの職員が対応します。

Q4. 役場本庁は、午前9時以前、午後4時30分以降は閉まるの？

役場本庁の開庁時間は、午前9時から午後4時30分までとなりますので、それ以外の時間は夜間窓口以外の通用口を施錠いたします。

Q5. 電話受付は、どのように変わるの？

役場本庁におきましては、開庁時間（受付時間）以外のお電話は、時間外対応となります。
なお、各地区コミュニティセンターの電話受付時間は、これまでと変わりなく、午前8時30分から午後5時15分までです。

このページに関する問い合わせ先

総務課
電話番号：059-391-1100
ファクス番号：059-394-3199

菰野町役場

郵便番号：510-1292
住所：三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
代表電話番号：059-391-1111　ファクス：059-391-1188
メールアドレス： keyaki@town.komono.mie.jp
開庁時間：8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く）

TOP

役場庁舎の窓口・電話対応時間の変更について

ページ番号1003750　　更新日 令和7年12月3日

令和8年4月1日から役場庁舎の窓口・電話対応時間を変更します。

町では行政運営や行政手続の効率化を進めるため、次のとおり役場庁舎の窓口と電話の対応時間を変更します。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

実施時期

令和8年4月1日（水曜日）

窓口・電話対応時間

【変更前】午前8時30分～午後5時15分

↓

【変更後】午前9時～午後4時30分

※戸籍の届出や緊急対応は、従来どおり対応します。

※午後4時30分から翌開庁日午前9時までの間のお問い合わせなどは、夜間窓口、役場庁舎1階総合案内または夜間休日用ダイヤル電話059-366-7111までお願いします。

対象施設

役場庁舎

※いきいきセンター・あいあいセンターは、従来どおりご利用いただけます。

証明書コンビニ交付サービス、電子申請やコンビニ納付などについて

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、住民票などの証明書がコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で取得できます。

詳しくは、証明書コンビニ交付サービスのページをご覧ください。

> 証明書コンビニ交付サービス

電子申請について

町では、窓口での滞在時間を短縮する「書かない窓口」や、窓口に行かなくても各種手続ができる「行かない窓口」など住民サービスや利便性の向上を目指しています。

また、手続可能な電子申請については、電子申請のページをご覧ください。

> 電子申請

コンビニ納付、スマートフォン決済アプリによる納付や「QRコード」を利用した電子納付について

町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税と上下水道料金については、コンビニ納付やスマートフォン決済アプリによる納付を利用できます。

また、町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税と国民健康保険税については、「QRコード」を利用した電子納付も利用できます。

詳しくは、コンビニ納付、スマートフォン決済アプリによる納付、「QRコード」を利用した電子納付のページをご覧ください。

- コンビニ納付
- 水道料金のお支払い
- スマートフォン決済アプリによる納付
- 「QRコード」を利用した電子納付

よくあるご質問

Q1.窓口・電話対応時間を変更する目的は何ですか？

A1.現在の開庁時間は、職員の勤務時間と同一であるため、勤務の開始と同時に来庁者の対応できるよう始業前の準備や勤務時間終了後の片付けなど職員の時間外勤務が常態化しています。

　このため、業務改善や新たな事業の企画立案を行う時間が十分に確保できない状況にあることから、開庁時間を短縮することで、職員の働き方改革と住民サービスの向上させるため業務改善の時間の確保する観点から、窓口・電話対応時間を変更します。

Q2.住民サービスが低下するのでは？

A2.川越町では、住民サービスの向上や行政運営の効率化を進めるため、行政手続のオンライン化などのデジタル化の手続を進めています。

　すでに導入しているコンビニ納付やスマートフォン決済アプリを利用した納付サービス、転入・転出などの住民異動にマイナンバーカードを使った引っ越しワンストップサービスなど自宅で完結できる手続など、役場に来ていただくなくても各種手続ができる「行かない窓口」や窓口での滞在時間を短縮する「書かない窓口」など利便性の向上や業務改革に取り組んでまいります。

Q3.午後4時30分から翌開庁日午前9時までの間は、時間外対応となるの？

A3.窓口・電話対応時間の午前9時から午後4時30分まで以外の時間帯は、時間外対応となりますが、戸籍の届出や緊急対応は従来どおり対応します。

　午後4時30分から翌開庁日午前9時までの間のお問い合わせなどは、夜間窓口、役場庁舎1階総合案内または夜間休日用ダイヤル電話059-366-7111までお願いします。

　なお、役場庁舎1階町民ホールは、従来どおり午前8時から午後6時まで開放しています。

Q4.窓口・電話対応時間を変更する施設は？

A4.窓口・電話対応時間を変更する施設は、役場庁舎です。

　いきいきセンター、あいあいセンター、中央公民館、総合体育館、町民野球場、町民運動広場、町民テニス場は、従来どおりの時間でご利用いただけます。

このページに関するお問い合わせ

総務課
〒510-8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地
電話番号：059-366-7113　ファクス番号：059-364-2568
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

令和8年4月1日から庁舎等の開庁時間を変更します

更新日：2025年12月1日

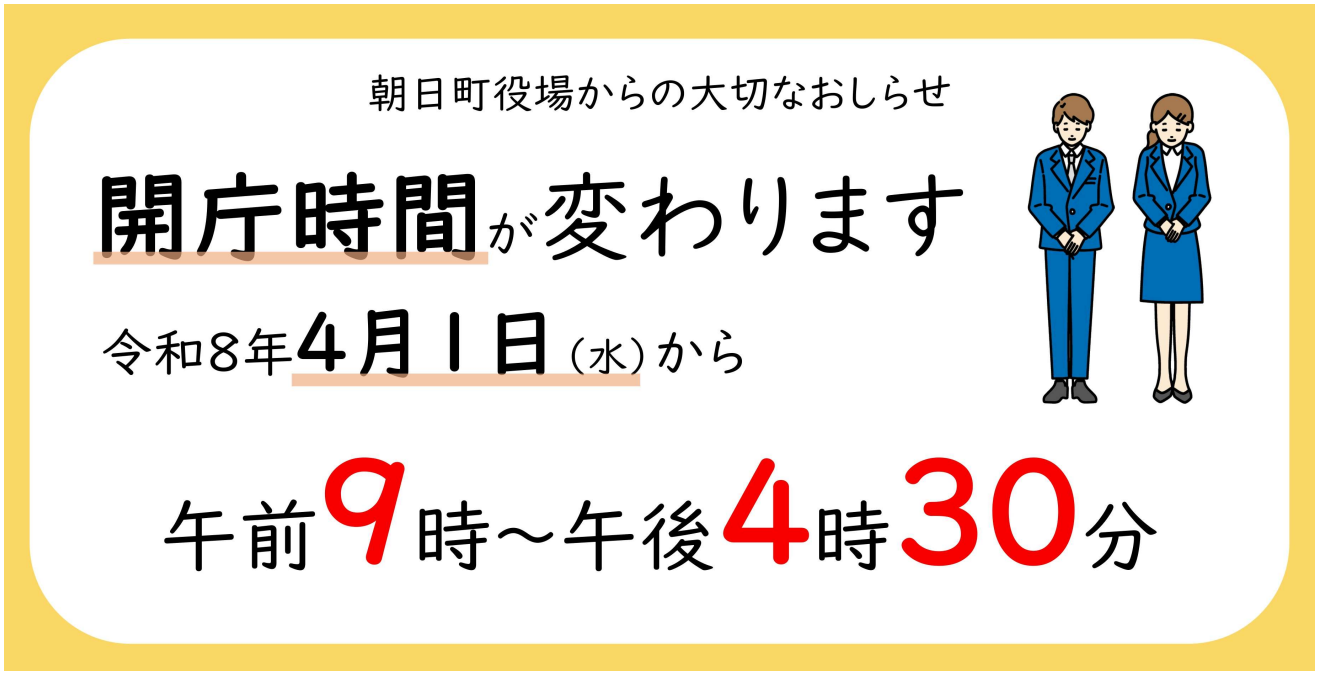

業務の効率化と職員の働き方改革の一環として、開庁時間（窓口・電話受付時間）を変更します。ご理解とご協力をお願いします。

開庁時間（窓口・電話受付時間）

【変更前】　午前8時30分から午後5時15分

【変更後】　**午前9時から午後4時30分**

実施時期

令和8年4月1日（水曜日）

対象施設

役場庁舎

浄水場（上下水道課）
※その他の公共施設は従来どおりです。

対象業務

窓口受付

電話応対
※開庁時間外で緊急の場合は、代表電話で対応します。

開庁時間の見直しにより期待される効果

業務効率化による町民サービスの向上

開庁前後に職員間の情報共有やミーティングを行う時間が確保でき、業務改善や効率化に取り組むことで、町民サービスの向上につがります。

職員の働き方改革

職員の勤務時間は従来どおり午前8時30分から午後5時15分です。開庁前の準備や閉庁後の残務処理など時間外勤務を前提とした働き方を見直すことで、ワークライフバランスの改善を図ります。

来庁しなくても手続きが可能です！

オンライン申請

一部手続きは、パソコンやスマホでオンライン申請が可能です。「朝日町オンライン手続き総合窓口」では、カテゴリーやキーワードからお探しの手続きを検索することができます。

»朝日町オンライン手続き総合窓口

証明書のコンビニ交付

マイナンバーカードを利用してコンビニで下記の証明書が取得可能です。

住民票の写し
印鑑登録証明書

»住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス

よくある質問

Q1.変更することによる影響は？

時間帯別の来庁者数・電話応対件数を調査したところ、午前9時から午後4時30分の対応件数が約9割という結果でした。町民の皆さまに事前に周知を行うことで、町民サービスへの影響は少ないものと考えています。

Q2.すべての業務が対象になるの？

婚姻届や死亡届などの戸籍は開庁時間外でも届出することができます。時間外に届出される場合は、正面玄関左横の時間外通用口をご利用いただくか代表電話へご連絡ください。

Q3.開庁時間外は役場に入れないの？

期日前投票など開庁時間前後の対応が必要な場合を除き、原則、正面玄関は午前9時に開錠し、午後4時30分に施錠します。ご来庁の際は、開庁時間内にお越しください。

Q4.開庁時間外は担当課への電話がつながらないの？

各課への直通電話は開庁時間内しかつながりません。緊急の場合は、代表電話にて対応します。

このページに関する問い合わせ先

総務課
電話番号：059-377-5651
ファクス：059-377-5661

このページに関するアンケート

このページは見つけやすかったですか？

○ 見つけやすかった ○ どちらとも言えない ○ 見つけにくかった

このページの内容はわかりやすかったですか？

○ わかりやすかった ○ どちらとも言えない ○ わかりにくかった

情報は役に立ちましたか？

○ 参考になった ○ どちらとも言えない ○ 参考にならなかった

送信

暮らしの情報

暮らし・手続き	子育て・教育
健康・福祉	産業・観光・文化

朝日町役場

郵便番号：510-8522
住所：三重県三重郡朝日町大字小向893番地
電話番号：059-377-5651（代表）
ファクス：059-377-5661
開庁時間：月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで
（ただし祝・休日、12月29日から1月3日を除く）



サイトマップ
役場へのアクセス
組織から探す
アクセシビリティについて

Copyright © Asahi Town. All Rights Reserved.